

令和6年12月3日

(公社)日本木材保存協会 会員各位
木材劣化診断士各位、関係各位

公益社団法人 日本木材保存協会

(重要)「木造立体迷路における事故」に関する
消費者安全調査委員会からの情報公表のお知らせと木材劣化診断士への注意喚起について

令和6年11月27日に、消費者安全調査委員会(消費者庁に設置された委員会)から「木造立体迷路における事故 -遊園地に設置された屋外の木造大型複層遊具-」に関する調査報告書が公表されました。

詳細は下記をご参照下さい。

(報告書リンク) 消費者事故等調査報告書(木造立体迷路における事故)

<https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_023/assets/csic_cms201_241127_11.pdf>

(報告書概要版リンク) 消費者事故等調査報告書概要版(木造立体迷路における事故)

<https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_023/assets/csic_cms201_241127_10.pdf>

(意見) 消費者安全法第33条の規定に基づく意見(木造立体迷路における事故)

<https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_023/assets/csic_cms201_241127_30.pdf>

(一葉リンク) 消費者安全調査委員会からの一葉 第15号

<https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/activity_report/2024/assets/csic_cms201_241127_40.pdf>

一連の調査では、当協会の木材劣化診断士委員会が協力し、木材劣化診断士を派遣し、また本報告の作成にあたり知見や資料の提供などを行ってきました。

また報告書では、「再発防止策」における「専門家による調査」の項目において、「知識及び技術を有する専門家」として、当協会が資格認定している木材劣化診断士が紹介されております。

木材劣化診断士への注意喚起

上述を踏まえて、今後、木材劣化診断士に対して立体迷路や同様の施設の劣化診断や維持管理業務の依頼が発生すると思われます。診断や維持管理業務に就くか否かの判断は、各木材劣化診断士におかれましては、下記の注意事項に留意して、対応頂きますようお願い申し上げます。

- 1) 診断結果に関する瑕疵や過失とその責任を問われる場合がありえるため、診断の受託や実施にあたっては十分注意を払うこと。
- 2) 診断を実施する場合には、追って協会から開示する診断手順に関する「資料」を事前に十分理解して臨むこと。
- 3) 追って立体迷路等の診断手順に関する講習会（オンライン）を受講すること。
- 4) 同様の物件の診断や見積などの依頼があった場合で、対応に関して助言が必要な場合は、本協会に照会すること。

以上